

○議長 小田 武人君

6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。

一般質問の通告書を見ながらですね、説明していきたいと思います。

6 月議会において、釜風呂跡地の公園整備費など約 1 億円の一般会計補正予算が計上され、採決の結果、採決に関しては非常に伯仲し、賛成、反対が同数であった。議長裁決によって可決されたものです。10 月から造成工事が始まるということで、この点について 3 点ありますが、まず②のほうから始めていきたいと思います。②は平成 24 年 5 月に芦屋釜風呂跡地活用計画策定プロジェクトが設置されておりますが、会議が頻繁に行われています庁舎内外での会議名、そしてその回数、そしてその審議時間は。ステップ 1、ステップ 2、ステップ 3、そしてワークショップ、それに基づいて説明していただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

では、まずステップ 1 についてお答えします。ステップ 1 ではですね、平成 24 年 5 月 18 日に庁舎内の関係係長 10 名によるプロジェクトを設置しました。主に各課の計画や構想での土地利用の確認、町としての検討の方向とプロセスの確認のため、9 月 5 日までに計 3 回、延べ約 6 時間の審議時間となっております。その間、関係課ヒアリングなども行い、最終的に可能性のある事業の絞り込みや今後の検討体制などについて審議されました。

次にステップ 2 ですが、平成 25 年 4 月 18 日に庁舎内の関係課長 6 名によるプロジェクトを設置しました。ステップ 1 での検討結果、現地調査、先進事例や活用事業の検討、ステップ 3 への検討体制について、6 月 18 日までに計 5 回開催、延べ約 8 時間 40 分の審議時間となっております。

ステップ 1 と 2 により、現状と課題を整理し、ステップ 3 の住民参画によるプロジェクトとして、住民ワークショップでの議論へと展開しました。平成 25 年 6 月 1 日に広報あしやなどで、各種委員を募集しますということで、釜風呂跡地活用という課題で 5 人のメンバーを募集しました。

同年 6 月 14 日には、議会の全員協議会で「芦屋釜風呂跡地活用計画について」という内容で経過報告をしております。活用の方向性として、これまでの検討案、それから住民参画による検討会としてワークショップ、今後のスケジュールについて報告しました。活用の方向性としましては、1、整備の基本的な考え方の中で段階的に整備を行うこと。第 1 段階として、憩いの広場

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

として整備を行う。将来的な整備については、今後の検討とする。初期投資をできるだけ抑えた整備とし、ランニングコストを意識したものとする。2 点目が、整備の位置づけは、夏井ヶ浜はまゆう公園、ハマユウ群生地、夕陽の見えるトイレなど夏井ヶ浜を一体的なエリアとして捉え、各施設や機能を補完する機能を整備する。住民の憩いの場として、眺望が楽しめる広場とする。3 点目が、整備範囲は現在開発されている平地部分を基本とし、埋蔵文化財に影響のない範囲を第 1 段階の活用範囲とする。4 点目が、整備内容は植栽の整備、植栽以外の整備、既存建物、釜風呂の利用、それから道路拡幅用地として一部活用という内容を報告しています。

次に、住民参画による検討会としてのワークショップについての説明では、1、ステップ 2 による検討経過をもとに、住民ワークショップにより意見聴取、取りまとめを行い、町に提案する。観光まちづくり推進プロジェクトへの展開を視野に入れ、地域づくり課と連携する。2 点目で、委員構成は 15 名程度で、観光まちづくり推進プロジェクトから 5 名程度、公募 5 名程度、区長 2 名程度、職員 3 名程度とする。3 点目、検討項目は、憩いの広場としての位置づけや整備方針、活用する範囲、植栽の整備、植栽以外の整備内容などを検討項目とするという内容を議会の全員協議会で報告しております。

その後、ステップ 3 の住民ワークショップでは、結果的に公募が 6 人になり、計 16 名で平成 25 年 7 月 10 日に第 1 回会議を開催。その後、8 月 22 日までに計 4 回開催、延べ約 8 時間 30 分の審議時間となっております。内容としましては、1、整備の基本的な考え方、2、公園のテーマ、3、短期・中期の整備範囲、整備内容、4、既存建物、釜風呂の活用、5、今後の検討課題・スケジュール等について検討がなされました。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

その後、企画政策課から所管が地域づくり課へ変わりましたので、その後について報告いたします。

平成 25 年度 9 月補正予算を計上し、平成 26 年 1 月から平成 27 年 1 月を工期に基本設計並びに実施設計を行っています。設計の範囲としては、釜風呂跡地活用プロジェクトステップ 3 で提案された短期整備、釜風呂跡地の平地部分になります。の範囲になっています。基本設計の中で二つの案が示されました。釜風呂跡地活用プロジェクトは解散しているため、観光基本構想に示されている、観光まちづくり推進プロジェクト会議を開催し、意見聴取を行いました。日時は、平成 26 年 11 月 7 日、金曜日、19 時から 20 時 45 分までとなっております。意見では、安全性の課題や展望地への導入性などの観点から協議を行い、案 1 が適しているとなりました。こ

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

の意見を踏まえ、役場内で検討し、プロジェクトで提案された案 1 で決定し、その上で実施設計を行いました。実施設計後、図面を持って寄附者へ説明に行きました。寄附者からは、多くの方の憩える場として活用してもらえて、とてもうれしく思っていると言っていました。

その後、平成 27 年 5 月に工事概要、予算額などを定め、さきの 6 月定例会に補正予算を計上し可決されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私たち議会議員はですね、先ほどの説明がありました、釜風呂跡地活用計画について報告、6 月 14 日議会全員協議会で、資料を 1 枚のプリント、裏表を 1 枚もらって説明は、話は聞いております。でありながらですね、この約 6 時間、そしてステップ 2 の 8 時間、そしてワークショップのステップ 3 をする前に、この全員協議会の資料を渡されたわけです。この中身のことについてですね、私は議長の資料請求に基づいて、かなりの量の資料を会議の内容についてきめ細やかに読んでいましたが、係長の方々それから課長の方々が真剣にですね、この問題についてどうあるべきかということで、手に取るようにわかるわけですよ。

そしてワークショップにはですね、ステップ 2 を原案にしながら、そしてそれを絞り込んでワークショップを行ってきておりますね。ワークショップというのは、本来は自由に討論をして、自由に意見を出し合ってそれをまとめるのがワークショップだと考えております。それを課長会、係長会で決められたものの枠の中で、意見を取りまとめていく。まさにこれは町民の合意を取りつけたというお墨つきを得るために行ったのではないかというふうに思わざるを得ません。

今、この芦屋広報でこうやって出ていますね。夏井ヶ浜地区に新たな公園を整備します。そして、議会だよりでは、夏井ヶ浜釜風呂跡地はまゆう公園周辺整備工事に着手。一般会計補正予算 1 億 9,000 万円増額。これはあれですね、一応 3,000 万ではありますけど。賛成、反対後、議長裁決により賛成多数で可決というように、非常に拮抗した中での採決であったんですが、どうですか。町民の皆さんは 99% の人がこれ、知らないんですよ。こんなことが行われているということは。今、住民のワークショップに入ってきた人は 5 人出ておりましたよね。区長さんがお二人でしょ。確かに募集はされたでしょうけれど、広報にも出ています。なぜこういうことをなされるのかな。

そして私たち、6 月議会の委員会で、初めてそういう構想図の、皆さん方にお手元に配付しておりますような、こういう図面を見せられてですね、ちょっとこれとは違いますが、これを見せられて 3,000 万の予算が組まれたわけです。皆さん、議員の皆さんもね、平成 25 年から

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

出された係長会や課長会のことについては一切知らされてない。そういう中でこれを出されて 3,000 万円の補正予算を計上されて、これを可決して本当にいいのかと思われた議員さんもおられたと思います。結局は前代未聞ですね。こんな町が提案するようなものを拮抗してやる。議長裁決で決められるような内容なんですよ。

私は道行く中で、また電話です、大体どうなっているんですか、議会はこのことについて賛成したんですか、非常に不評ですよ。どうですか。こういうものを出して本当に、これ成功すると思っておられるんですか。教えてください。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

この釜風呂跡地の土地の活用というのは、随分前からいろいろな御議論をいただいております。時には特別養護老人ホームでっていうような考え方も住民の方からあったりもしました。

ここの用地をどのように活用するのかというのは、私どもは本当に真摯に、一番いい方法、寄附者の方にも喜んでいただける方法、こういうことについて本当に検討してまいりました。でもこれ、先ほども話がありましたが、そもそも平成 24 年ぐらいのころからの話です。だからもう 3 年、4 年ぐらい、足かけ 4 年ぐらいかけて現在に至っておるといような状況です。その中で具体的には公園ですから、何をどうするかというその絵を描かねばなりません。したがってその絵を描くためにですね、住民の皆さんとキャッチボールしながら並行してやって、絵を描いてきたということでございます。

その結果、住民の皆さんにこういうことになりましたということで、今回御報告して、御理解を賜るような形で周知を図っている、そういうことでございますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今、ここにですね、ステップ 1 の係長、それからステップ 2 の課長、そして課長会でのステップ 2 のですね、報告、ワークショップの声、こういうようなものをいただく中でですね、たくさん本当にですね、読んでみますとかなりの時間をかけて真摯に話をされてあるということはわかるんですよ。だから、なぜそういうことをホームページでもですよ、芦屋便りでもですね、今こういうふうになっておりますと。だからこれについて皆さんの御意見をお伺いしたいとかね、それから、パブリックコメントなりですね、なぜされないんだろうかなと。まあこれは、住民参画

まちづくり条例に非常に不適格な内容ではなかろうかと思っています。

ちょっと図面を説明します。民生文教委員会のほうはですね、このことについては、ちょっと時間がありましたから、おわかりでしょうけど、総務財政委員会の皆さん方はですね、初めて見られるかもわかりません。これは、釜風呂跡地の整備構造図となっていますが、構想図なんですね。これは第一案、第二案とありまして、第一案で観光推進プロジェクトチームで決定したと。ちょっと色が黒いところがですね、今度、平地のところの約 1, 200 坪。そして、平成 13 年度に寄贈されたのはこの外回りの枠がありますが、2, 760 坪ですね。そのうちの約四十数%が平地なんですけど、そこを開発すると。で、道路をつけたりするわけですね。夕陽ヶ丘とか展望地とか。その右側には、夏井ヶ浜の遺跡のエリアでございます。釜風呂跡地をまあ残すと。南の入り口。左側の道路を挟んで道路は BB といってホテルがありますね。そういうふうな中で町のほうはですね、夏井ヶ浜公園、そしてハマユウ群生地、そしてこの釜風呂跡地を一体化した、そして夕陽の見えるトイレとかですね、あんまり格好よくないですね。夕陽の見えるトイレなんか、夕日なんか見えませんよ。それとか、ドアがもう壊れていると。もう維持管理が非常に行き届いてない。もう臭いと。そういう中であって、このような膨大な敷地を使って本当にできるんだろうか。夏井ヶ浜周辺の観光スポットとして機能拡充を目指す。オートキャンプ場を整備する。もうここには暴走族はおいでと、ごみ捨てる人おいでと、花火をがらがんやる人おいでと言うようなもんじゃないですか、こんなところ。

だから本当に何とかしなければならぬというお気持ちはわかりますけど、どうなんでしょうね。私ははまゆう団地の者ですから、週に 2 回ないし 3 回は歩いています。朝歩くこともある。夕方歩くときもあります。水もトイレも使うときもあります。そういう実態のときにですね、やはり、こういう町民の本当に賛同を受けるだろうかというふうに思います。

それでですね、もう時間ありませんから、簡単に言いますが、今ですね、町民の声は、もう公園は要らないよと。今、北九州市では、ある市長が箱物をつくって、今の現在の北橋市長が大変困っていますよね。そして橋をたくさんつくりました。そのことによって財政的負担が非常に大きい。芦屋町は公園をつくってどうするんか。これまでの芦屋橋公園整備事業、かなや公園ですね。夏井ヶ浜公園愛の鐘整備事業、ハマユウ群生地の拡張事業。これは教育委員会ですけど、こんなこと町民知らなかった。町民には事前に知らされず、まさしく行政主導型事業ではなかったのでしょうか。そういうふうな声ですよ。もし、しかも、工事着工という内容をこの広報便りに出すわけですから、いかに町民をないがしろにしているか。まさに議会をないがしろにしているのではないか。私はそういう形でニュースに出しております。

今、オリンピックの会場となる新国立競技場建設計画は総工費が 2, 520 億円に膨らんでいたのを国民やアスリートたちからも、大きな批判を受けて、安倍総理の鶴の一声で白紙にし、今、

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

見直しを迫っています。その結果、建設費の 1 億円を超える削減幅の 1, 5 5 0 億円になっております。

私は③にですね、通告書の③に短期事業の事業費は 3 工程で約 1 億円。今回の場合は 1 期工事ですよ。第一工程です。そしてこれを完成した後に平成 2 8 年か 2 9 年には中期、長期の事業の内容。こういうものをつくられるということですが、ここは時間の関係でカットしますが、私はまた 2 億、3 億円の金がかかるのではなかろうかというふうに考えております。この資料の中にですね、今の地図の図面の中に、中期整備事業には、右のほうですね、園路、RV パーク設備、建物、カフェ、売店、トイレ、シャワー、展望所、休憩所、レンタルサイクルステーション等の機能を検討する。これはまだ決定じゃないでしょうから、こういうことを考えておりますということですから、それはもう聞いてますからね。

こんなことをしてですね、はまゆう団地の皆さんからも、これをニュース出したときにお叱り受けましたよ。もう、はまゆうの愛の鐘だけでも十分やないかと。だったらこんな愛の鐘のところでやるならば、そこにカフェをしたり、売店をしたりやればいいやないか。というふうな声です。

そこで、町長、今回の釜風呂跡地の整備、公園整備事業は白紙に戻し、見直したらどうですか。今まだ入札の公募していないということですから、それを取りやめてね、もう一回真剣に考えたらどうですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

東京オリンピックと比較されて、大変、国策と町のですよね、田舎の町の公園とどうなんかなと思うわけですが、今じっと妹川議員の御持論をですね、お伺いさせていただいておたわけですが、手順について住民参画まちづくり条例に合致しておるのかということなんです。全て行政はいろいろなことをやらなくちゃいけないんですよ。これだけやないわけですよ。それを一つ一つ、一つ一つですね、やっている、それこそ職員もたまらないし、時間もないし、時間の制約はあるは、補助金の締め切りはあるは、その辺はもう妹川議員 2 期目ですので、その辺の仕組みというのはよく御存知だと思うんですが、我々執行部とすれば、粛々と手順を踏んで、住民の皆さんの声も聞いてやっておるというふうに自負しております。

それから、釜風呂跡地の件につきましては、もう妹川議員もずいぶん関与されておられますので、寄附された山田さんの御意向を十分尊重して、とにかく、芦屋の皆さんに私は長い間お世話になったんで、住民の憩いの場としてぜひ、結局、活用していただきたいという御意思があるわけでありまして。妹川議員のお言葉では、こんなもんいらんやないか。じゃあ何をするかというこ

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

とで、特養のときに特養事業者と一緒に妹川議員は財政課に行って、特養の土地をあそこの釜風呂跡地をですね、特養やったらよかったですか。公園やないで。じゃあ何にしたかったですか。それから、地主さんの意向はどうなるんですか。山田さんの御意向に沿って、我々は粛々とやっておるということでもあります。それをやめたらどうですかということあまりにも無謀な御発言ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は白紙に戻す気はないかと言っておりますので、それで白紙に戻す気はありませんということとで了解いたしました。私はこんな大事業をですね、大事業を一々ね、いつも言われますね。一々町民に諮ることではない、議会で決めることだ。というようなことを言われますけど、私はこれ、大事業ですよ。維持管理費大変ですよ。そして、山田輝香さんは福祉関係のものとか皆で使えるものというような形で寄贈された。そういう中であってですね、そういうRVですか。RVの駐車場にするとかね、自分が思われている思いと全然違うんじゃないかなろうかと。もちろん元気なうちにですね、こうやって活用しますよということで、了解済みだということは聞いておりますけども。私はやっぱり町民の皆様と住民参画まちづくり条例に基づいてですね、住民と行政とそして議会が一体となった形でね、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に行きます。次は通学費補助の件ですけれど、子を持つ保護者の思いとして、また、何人かの議員からも要望が上がっていた、通学費補助事業を10月より開始する予定ということで、約1,200万円が予算化されているが、次の点について尋ねる。補助対象者は誰なのか。はい、お願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小・中学校通学費補助においては、所属する学校長の許可を得て、公共交通機関によって通学する児童または生徒の保護者。高校生等通学費補助では、高校生等の保護者であり、両方の通学費補助とも、申請者及び同一世帯の者が町税等を滞納していないことを条件として、生活保護法の規定による教育扶助費、その他の公的制度による通学費の補助等を受けている者を対象とはしていません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

高校生の場合ですね、バス通学生徒それから自転車による通学生徒、保護者による送迎やバス、行きは早朝課外等があってですね、バスでは間に合わないということで、保護者が折尾まで、または遠賀まで連れて行って、帰りはバスで帰ってくる生徒がいますね。自転車のも。さまざまな生徒がいるわけですけど、その実態と人数を把握していますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

それぞれですね、個別の自転車それから保護者が送迎しているということまで、把握はしておりません。この額を出す中でですね、一応、この程度の生徒がバスを利用しているだろうということの中で算出をしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

本議会では補正予算として、高校生等通学費補助額は 1, 263 万円が計上されていますね。そして、義務制、小中ではですね 24 万円が計上されて、約一千二百八十何万円ですね。これ、10 月 1 日から 6 カ月、来年の 3 月までですから、これ、半年分ですよ。じゃあ 1 年間と云えば、その倍ですよ。1, 263 万円ですから、2, 500 万近くですね。これなぜ高校生の通学補助を一応半額ですが、私が言いたいのはですね、もう②のところですね、バス通学を余儀なくされている粟屋・大城区の児童の補助額が、結局、この方々も半額ということですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

はい、同じように半額というふうに考えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は 6 月議会で、一般質問をし、そして前向きな回答といいましようか、そういうのをいただきました。私がこの粟屋・大城区の子供たちの保護者に対して、通学費を補助すべきではないかという趣旨は、遠距離の上、交通量が多く、危険を伴う。あの国道ですね。しかも、あそこの外

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

づけのですね、競艇場の販売がありますね。そういうのもあったり非常に危険です。あそこに立っておるとですね。40 年間近くもバス通学を強いられてきた方々なんですよ。そして、しかも保護者がバス通学費を全額負担してきたことに対して、教育委員会はどう考えているのか。町はどう考えているのか。これは憲法 26 条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があり、義務教育は、これを無償とする。」とあるんですから。しかも、芦屋町教育委員会としては、学校としては、バスで来たほうがいいですよという奨励をしてきたわけですよ。だから、これについては、全額補助する必要があるんじゃないかなど。どうでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

義務教育のですね、無償というのは、給食費も含め、通学費、これは有償ということになっております。したがって、この通学費についてもですね、全額補助という考えは持っておりません。

また、前回の 6 月議会のときに御説明しましたが、粟屋・大城地区の児童のバス通学について、以前からしていたと。今のここの役場に芦屋小学校があったときから、もうバス通学していたという経緯もあります。理由はそのときはわかりませんということで、教育委員会のほうから奨励していたという事実については確認できておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は、高校生のバス通学者に対してですね、補助することについては別に反対しているわけではありませんよ。いいことだと思いますが。

じゃあ、福岡県内でね、高校生に対してバス通学補助を行っている自治体はどこがありますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

インターネット等で確認しましたが、なかなか少ないだろうというふうには思っています。福岡県内だけではなくですね、ほかの県においても数は少なく、小・中学校のバス通学についてはかなりの自治体がやっていると。それも僻地とかですね、学校の合併に伴ったものとかですね、いろいろな施策を打たないといけない自治体がやっているというのがあります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今、栗屋・大城の子供たちはですね、約 30 名ぐらいがバスを使っていますね。それで全額負担をしてもですね、今おっしゃった義務教育ではですね、半額で 24 万円でしょ。そうしますと、これ倍しますと、48 万円ですね。これが半年ですから、これを 1 年にすれば 96 万円なんですよ。96 万円で済むんですよ。これは、やはり義務教育としてですね、町がちゃんと保障すべきですよ。補助じゃないの、保障するんですよ、これ。そういう観点に立ってもらいたいと思って一般質問しました。

それですね、私は 6 月議会の後に課長にですね、これをやはり保障すべきじゃないか、補助すべきじゃないかということをし入れしたときにですね、あなたが「これは二、三年後ですよ。」とおっしゃいましたから、私はじゃあもう条例を制定するしかないか。ということで条例案を作成し、賛同議員も募りました。しかし、町が補助要綱を作成し、そして予算にも上げるということを知ったから、私は取り下げたんですよ。何でこんなに急にね、私、あなたにも言ったように、電光石火のごとく突如としてね、そういう感があるわけですけども。しかも、補助支給日が 10 月 1 日。確かに町長の施政方針では、平成 27 年度町長の施政方針に「通学などに関する補助制度についても研究・検討したいと考えています。」ということでしたから、まさかね、こんなに 10 月 1 日から、しかも高校生まで補助されるなんて。それはいいことだと思います。町長のトップダウンによってこのようになることはいいと思いますが、非常に何か突貫工事的な感じがするわけですよ。恐らく要綱の不備、それから、公平さに欠けるという不満の声が出てくる可能性もあると思います。なんで自転車通の人は補助金が出ないのか。バスで通学しても、通学できない人だっておるわけですよ。前の時には、その定住促進。定住促進策とか、それとか、子育て支援という趣旨で補助するんだということであるならば、全児童・全生徒にですね、支給すべきですよ。私はそういう意味で、もし、まだまだ予算が 1,263 万円とその 224 万円ですから、そこ辺の優遇措置かなんかできてですね、ぜひやっていただきたいな、全額補助を栗屋・大城の子供たちにはね、してもらいたいという趣旨で一般質問しました。

次に行きます。次は 3 番目にいきたいですが、申しわけありません。時間の関係で 4 番目のですね、多分、なるべく早くやるようにしますが、4 番目のですね、芦屋中央病院建てかえについて。新病院の移転建てかえについては、新病院基本計画に基づき、平成 27 年 7 月に基本設計が完了したということであるが、以下の点について尋ねる。

①基本計画の概算事業費では約 46.9 億円と試算されていたが、変更された基本設計によれば約 5.5 億円増の約 52.4 億円となっています。どのような変更があったのか。増額の内容

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

についてはもう結構です。どんな変更があったのかそれだけ、説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

新病院基本計画、これは、平成 26 年 2 月に作成されたために、病院建設に係る建築工事費については、延床面積は、計画の 1 万 2,800 平米から基本設計では 1 万 2,000 平米に縮小されたものの、その後の急激な建設資材や人件費の増額に伴う建設単価のアップにより増額となりました。また、周辺道路整備については、警察協議により、道路線形を大幅に変更することになったため増額になりました。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

心配するのはですね、先ほども言いました新国立劇場ですね、そのようにしてまた年々アップしていく可能性もあるんだなあ。まあ、ちまたでは 46 億という声、そういうふうな執行部の説明だけど、そのうち 50 億を超えて 60 億を超えていくんじゃないか。そういうちまたの声もあります。そういうことを私は危惧をしますので、その辺は十分に検討して慎重にやっていただきたいと思います。

さて、②ですけど、院内薬局と院外薬局の患者負担額の違いはというところですね、説明を受けたいわけですけど、私のほうで今、函面といたしますか、説明を持ってきていますので、それをちょっと説明させていただいて。3 枚目ですね。妹川、平成 27 年度 9 月議会の資料、ネットより。これは規制改革会議とは何かということで、私たち議員も説明を受けております。内閣総理大臣の諮問に応じてということで、ずっと、ずっと書いていますが、そのときの規制改革会議の座長が長谷川幸洋さんという十七、八行書いてありますね。長谷川、この方が座長で何人ぐらいの方の委員会がありました。その 7 行目ぐらいにですね、診察の後、院外の薬局で薬をもらうと、院内で処方されたのではと、料金が 2 倍以上も違うのを読者が知っているだろうか。これはインターネットから呼びかけている場合ですね。まあ塩漬け医療から医薬分業の話とか、まあ、そういう塩漬けの医療が批判されることによって、病院の医師会はそれに反対する。院内でいいではないかと。だったら、70 年に処方箋料は 100 円だったのが、500 に引き上げられて、そして医師会のほうも、じゃあ仕方ないかと。院外でいいかという、この経過を書いてある。

このプリントはですね、約 10 枚ぐらいあります。これはインターネットで調べられたそのものをほんの 1 枚にしてしまったわけですけど、決して私は、その文章をですね、いろいろ変

更したりしておりません。その分をピックアップしているのですから。変造やらいたしておりませんので。町長何かおかしいですか。変造やらしておりませんので。

ただですね、私がこの赤で書いた病院や診療所で内服というんですかね。服用 7 日間処方してもらって、薬局で、薬局の手帳を出してもらおうと、ということで、病院内外での薬の価格 2.5 倍、許せるかと。これ、長谷川さんが書いているんですよ。院外と院内で料金はどう違うか。院外は処方箋料 680 円、院内は 420 円。調剤料は 300 円、90 円、こうなっているわけですよね。合計を見ますとね、1,850 円ですよ、院外は。院内は 720 円で済むわけですよ。この辺はもう関係の方は御存知でしょうけど。1,850 円、これ 10 割負担でね。これを 3 割負担の人がこれの 3 分の 1、720 円を 3 分の 1。だから今、日本の場合は保険医療という形になっていますから、まあわずかだというお気持ちがあるかもしれないけど、アメリカの場合です、これは保険医療の保険はありませんから、全額負担ですよ。

だからそういうことでずっと書かれています、この中で下から七、八行目にはですね、規制改革会議の事務方を仕切る官僚に聞くと、「実はこれまで医薬分業や院外、院内処方をめぐる問題をきちんと議論したことはなかった。本格的に取り上げるのは今回が初めて」という。おそらく政治的にアンタチャブルだったのだろう。議論は始まったばかりである。引き続き注目したいという形でね、こう出されてあるわけですね。

そして、規制改革会議の院内薬局開設に厚労省や日薬は反対ですね。それぞれ白川さんや、今村さんや、いろいろな方、名前が書いてありますけど、それについてもずっと見解が出されています。これ、ぜひ読んでいただきたいと思うんですけど。右のほうの 6 行目ぐらいに「医薬分業により待ち時間は減ったか、薬の説明は充実したか。」院外薬局のですね、薬剤師の皆さんから、薬剤師からいろいろ薬の説明は十分か。そうでもないやないか。待ち時間は減ったか。あの今、芦屋町の院内薬局でですね、院外薬局のほうが良いというような声があるというように聞きましたけど、これ何でかという、聞いてみたらですね、芦屋町の薬局は時間が、待ち時間が多いと、長いというような意見ですよ。そうでもなければ院内薬局が良いんですよ。そこ辺をね、勘違いしないでほしいと思うんですね。

ということで、日本の医薬分業、誰のための院外処方か。患者負担が増している不道理。一方、医薬分業を促すため、国はこれまでの薬剤報酬の一つである調剤基本料を高めに設定するなどして、病院の外にある薬局がもうかるようになっている。はい、それでこの点を健康保険組合連合会、健保連が公開討論で指摘しております。それで、これも花粉症の患者が 14 日間の薬の場合はですね、やっぱり 1,500 円かかるのが 450 円。やっぱりその何倍か 2.5 倍くらいかかるんですよということを書かれております。そして下のほうの 2 番、院外処方と院内処方のメリット、デメリット、テレビを見たという形で、これは専門家の方がテレビを見た中での感想

ですが、下から、5 行目「国民の負担を軽くするのが政治。」一部の利権のために働くのが政治ではありません。もし、これがアメリカのように全額自己負担だったら、院外処方の費用負担の大きさに日本国民はふざけるなどなるはず。下から 2 行目は、そうならないのは我々が払っている 7 割が国庫負担だから、自分の懐以外の出費だからそれほど実感がないのです。でもこれは健康保険料などの税金から賄われているので、我々が払っているのと全く同じです。その点は理解しておいてください。国を変えることができるのは我々国民です。こういう形で訴えているのがありました。

さて、長くなりましたけど、質問の中にどうですか、患者負担額の違いはどう考えられておりましたか。私は住民説明会で、櫻井院長さんに対する質問がありました。どれくらい上がるんですか。「ほんの少しです。」とこうおっしゃった。私はほんの少しかなあ。ジェネリックがあるしなあと思っていましたけど、調べれば調べるほど 2.5 倍。どうですか、新病院に院内薬局を設置することができないのですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

要旨 2 と 3 をまとめて回答ということによろしいですかね。（発言する者あり）

それでは、芦屋中央病院評価委員会を住民課が所管しておりますので、病院から聞き取りを行い、調査した内容を報告いたします。

院内処方、医師が処方し、院内で薬剤師が調剤して、患者が薬を受け取ることです。院外処方、医師が処方せんを発行し、その処方せんを患者が院外の薬局に持参し、当該薬局の薬剤師から薬を受け取ることです。投薬の費用は、調剤料、処方料、薬剤料、調剤技術基本料に掲げる所定点数を合算した点数で算定することとされています。薬剤の料金は、院内処方、院外処方のどちらでも同じですが、次の 3 点により、院外処方のほうが割高となってしまいます。

まず 1 点目、院内処方の処方料より、院外処方の処方箋料が高い点数となっております。2 点目に、調剤に対する基本的な点数が院内薬局の診療報酬より、院外薬局の調剤点数のほうが高く設定されております。3 点目に、院外薬局には加算が多く設けられていることです。以上のことから、院外処方のほうが、患者さんが負担する金額が割高になります。しかしながら、院外薬局では、ジェネリック医薬品の使用が院内薬局より、より推進されているため、場合によっては、薬剤は安くなることがあります。よって、処方内容や薬の内容によって技術料の点数が異なるため、患者負担額がいくら違うかと問われた場合、それぞれの内容で違いますので、一概にいくらとはお答えすることができません。

続きまして要旨 3 のほう、お答えしたいと思います。

新病院に院内薬局を設置することはできないのかということですが、病院の方針としましては、平成 24 年に外部有識者や住民代表で構成された、町立芦屋中央病院経営形態検討委員会から受けた院外調剤化の答申に基づき、新病院での薬局は院外薬局と結論づけ、これまで住民の皆さんに説明してきました。なぜ、そう結論づけたのか、その理由をメリットとデメリットを整理した中で、今一度、御説明申し上げます。

院内薬局では、患者さんは薬を院内で受け取ることができ、院外処方より支払い額が少なくて済むというメリットがあります。その反面、待ち時間が長く、受け取る薬の説明を院外薬局より十分に受けることができないというデメリットがあります。薬剤師が丁寧な説明を心がけるほど、待ち時間はどんどん長くなります。

一方、院外薬局では、保険薬局に行くという二度手間と薬代が高いというデメリットがありますが、メリットとしては、待ち時間が短いことや自分の好きな薬局を選べることのほか、薬剤師が処方内容をチェックすることにより、複数の診療科を受診している患者さんの重複投薬の有無の確認などができます。また、薬の効果や副作用、飲み残しなどについて、薬剤師が処方した医師と連携した中で患者さんに説明することで、患者さんの薬に対する理解が深まるとともに、調剤された薬を用法どおり服用し、安全性が向上します。また、薬剤師の求められる職務内容が異なります。病院勤務の薬剤師には、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、調剤作業に追われるのではなく、薬剤師以外の医療スタッフに対して的確な助言や相談に応じることのできる体制を確保する、協働・連携によるチーム医療が求められています。さらに、病院の経営面からは、院内処方のほうが院外薬局より診療報酬の技術料が低く、評価されていないところがあること、薬剤師採用による人件費の増、薬剤購入の際の消費税の病院負担の問題、ふえ続ける薬剤の管理など多くの課題があります。

以上のことを総合的に検討し、新しい病院では院外処方にすることを方針決定し、新病院での計画を進めているところです。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

あの、私は厚生労働省の医薬食品局、それから、保険局医療課、九州厚生局にもですね、今のような話になるだろうと思ってね、聞いておりますけれど、今後はですね、中央社会保険医療協議会、中医協で話し合い、平成 27 年度までには、検討、結論を得てですね、28 年度に措置する方向であると。院内薬局という方向を考えられていないけど、敷地内ですね、門前ですね。今では公道を挟んでとかいうことでしたけど、今のところ門内ですね、門内の病院の敷地内という

ことなんですけれど、院内薬局でも構わんとですよ。別に罰則はありませんと、事務局長が言われましたね。私もそれを聞いた。何か締めつけがあるんですか。いや、そういうことはありません。これは、地域の実情などでもって決めればよい。適切な処置のもとに医療機関の判断である。国がこう言うからね、それに従う。丸のみと先ほど言われました、丸のみちゃ、何でしたっけ。うのみするのではなくて、よく言われるでしょ。

例えば、そうですね、今から昭和 40 年、30 年、40 年ぐらいでしたか。今、アメリカからですね、パン食にきなさいと。麦を輸入する。麦を輸入してパン食にしようということで押しつけられてパン食になっていった、そういう歴史がありますね。そして、今度は米余りになっちゃったんですね。米余りになって古米が出るもんだから、今度は米飯にせいってこうなっていく。ミカン農家はですね、いろいろ何か植えてたのをミカンにきなさい、ミカンを植えることによって山畑にですね、ミカンの温州ミカンをどんどん、どんどん植えたら、もう 10 年もせんうちにどんどん大量にできるようになったんだけど、今度はヨーロッパ、アメリカのミカンが入ってくる。今、ミカン畑もですね、後継者がいなくてということを考えてときに、国の方針とか厚生労働省の方針に従ってやっていいのかどうか。もう少し実態に合わせて、あの高い山にね、吹きさらしのところに、あんな患者さんが歩いて、また車椅子の人たちを何で外に出さないかんのかというのが、町民の願いですよ。そういうことをもう少し検討していただきたい。今、院外薬局にするということですけども、来年の 28 年度ですね、当初にはですね、わかるでしょうから、ぜひそういう形をとっていただきたいというふうに考えます。

最後になりましたが、次の特別養護老人ホームの事務取り扱いについてですけども。もう時間がありませんね。①、②は読み上げるしかありませんね。

22 年、町は、最上を推薦したが、最上は住民説明会を行っていないと地域住民は主張しているんですよ。町は、その後、田屋区民に事実確認を行ったのかと。

それから②、27 年 3 月議会において、特養に関する調査特別委員会設置の請願書の委員会審査の中で、執行部が説明した住民説明会に関する発言について、どういった意味合いなのか。

4 番目、21 年、22 年、23 年、24 年、25 年、その当時の福祉課長は誰かと。

この④はですね、なぜこんなこと質問するかと。私はこんなこと質問したくないですけどね、名前を上げてもらえるんだろうと思いますけど。これはですね、なぜ私がこんな質問せないかんかと言うとですね、町長からこんなのが来たんですよ。平成 27 年 8 月 13 日、芦屋町町議会議員妹川征男様。波多野町長。貴殿が発行したニューズレター、ナンバー 18 の内容訂正について。ナンバー 18 において、事実と異なる内容が記載されています。事実と異なる情報が伝播されると、いわれのない行政不信につながり、甚だ遺憾だと考えております。責任を持って内容の訂正をしていただくようお願いします。また、官製談合のごとき議員の御指摘については、これまで

平成 27 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

の議会答弁のとおり、そのような事実はありません。とこういふのがありますから、私はこれに
対して回答をしなくてはならないと思っておりますが、せつかくこうやってきましたから、私はこう
いふ場ですね、どういふことですか、どういふ趣旨ですかと聞きたかった。もう時間がありま
せんので、私の一般質問はこれで終わらざるを得ません。次回にこれは回しますので、それまで
回答はお待ちください。私の一般質問は終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。